

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和7年7月28日（月）		最高裁判所小会議室 （参集及びWEB会議）		
委 員 員	委員長 角 田 誠 （東京都立大学名誉教授）				
	委 員 金 子 裕 子 （公認会計士）				
	委 員 都 筑 満 雄 （明治大学法学部教授）				
審議対象期間	令和6年10月1日から令和7年3月31日				
抽出案件		（備考）			
工事					
一般競争				1 件	
公募型及び工事 希望型指名競争				－	
通常指名競争				－	
随意契約				2 件	
建設コンサルタント業務					
一般競争				－	
プロポーザル方式				－	
随意契約				－	
総件数				3 件	
委員からの意見・ 質問及びそれに対 する回答等	意見・質問			回答	
	別紙のとおり			別紙のとおり	
委員会による意見 の具申又は勧告の 内容	なし				

(別紙)

意 見 ・ 質 問	回 答
(裁判所における契約の状況について) ※ 令和6年度下半期に入札を実施した工事の裁判所別の契約締結率、初度入札及び再度入札別の結果、不調案件、入札参加者数の平均値等について報告 ・契約締結率や入札参加者数を見ると、大阪高裁、名古屋高裁及び広島高裁の数値は比較的高いものに対して、最高裁及び福岡高裁のそれは低い。これは、最高裁が全国の規模の大きな工事を担当しており、また、福岡高裁管内では民間の工事や他省庁の工事が多く発注されていることが原因と考えられるとのことであるが、このような裁判所ごとの状況の違いを踏まえた対策を行っていないのか。 ・令和6年度の低入札価格調査の実施割合は、前年度から上昇している。競争が過熱したり、業者の都合により低価格で入札することができたといった個別事情により低入札になることがあることは承知しているが、予定価格と実勢価格が乖離している工事類型はあるのか。 ・分析をするのであれば、もう一步踏み込んで行ってみてはいかがか。例えば、入札不調の原因のうち、参加者なし・応札者なしの割合が高い原因を議論したり、技術者要件を緩和した場合の効果を収集するなどの取組をしないと、声掛けなどの既存の対策しか出てこない。	・入札不調対策や参加者増加策としては、業者への声掛けの強化や技術者要件の緩和が考えられるが、規模が大きく、工期が長い工事では、余裕期間の活用が効果的と考えられ、裁判所では令和7年度から導入したところであり、福岡高裁管内の新営工事を含め、規模が大きな工事については、余裕期間を設定して最高裁において調達手続を進めている。また、入札対象となる工事は、令和7年度から高裁から最高裁に集約して、最高裁が調達をすることとしたため、各地域の状況を踏まえて、各高裁と連携して対応していくことになると考えている。 ・工事の類型ごとに低入札価格調査の実施状況を集計していない。今後、検討したい。 ・どのような視点から、どのような項目について分析するか、今後、検討したい。

意 見 ・ 質 問	回 答
抽出案件について 1 甲府地家簡裁庁舎電気設備改修工事（再度） ※ 本件は、2 者の入札があり（いずれも予定価格内）、最低価格であった者の入札価格が予定価格の約60%であったが、低入札価格調査の結果、最低価格であった者と契約を締結したものである。 ・ A 者、B 者いずれも調査基準価格を下回っていたのであれば、公共建築工事標準単価積算基準が時代に合わなくなっているのではないか。 ・ 1 回目の公告で参加申請がなく、2 回目の公告で参加申請があったのはなぜか。 ・ 最終的に B 者と契約を締結しているが、B 者の入札価格が A 者のそれよりも低かったのか。 ・ 本件とは逆に、予定価格を超過した案件があれば、よい検証材料になると思う。このような検証を踏まえた上で、別の案件の分析を行うことにより、本件の検討が意義のあるものになるのではないか。	・ 予定価格の積算に当たっては、なるべく直近の単価を採用しているが、刊行物の場合、調査から発刊までの間に時間差が生じてしまうので、リアルタイムの価格が反映されない可能性はある。 ・ 本件の前に実施した同規模の L E D 改修工事では複数の参加申請があったが、本件では、時期に問題があったためか、1 回目の公告では参加申請がなかったため、2 回目の公告では業者への声掛けを行った。 ・ 本件は総合評価落札方式であり、施工体制評価点は A 者の方が高かったが、それ以上に B 者の入札価格が低かったため、評価値は B の方が高く、逆転は起こらなかった。

意 見 ・ 質 問	回 答
2 東京高地簡裁庁舎改修 1 期工事設計変更 ※ 原契約は、庁舎の間仕切改修（これに伴う電気・機械設備改修を含む）及びアスベスト改修を行うものであり、本件設計変更により、請負代金額のスライド変更、アスベスト封じ込め数量の追加、アスベスト空気環境測定の追加、改修後の間仕切り変更などをした。いずれも、原契約と密接に関連していることから随意契約としたものである。 ・「第 3 回設計変更」の「第 3 回」とはどのような意味か。 ・第 2 回、第 3 回の設計変更を行った理由は何か。 ・裁判所には法廷があるのであるから、本件の設計変更の原因となった事情は、大手の建設会社としては認識すべきことである。アスベストの位置やその飛散防止策などのノウハウも持っているが、それが社内で伝播していない。これが建設業界の問題である。 ・建設会社はリスクヘッジすることで成り立っており、すべてのリスクを発注者に負担させるのはいかながなものかと思う。 落札価格が事後的に上がることになってしまう。できるだけ当初発注に含めるべきところ、全部を含めることはできないことは分かるが、3 回というのは引がかかる。	・本件設計変更を第 1 回として、本件の後に、第 2 回、第 3 回の設計変更を行っている。 ・第 1 回設計変更と同じように、地下 1 階、3 階、1 8 階と段階的に行われる工事の進展によって判明した事情に応じて第 2 回、第 3 回設計変更を行った。

意 見 ・ 質 問	回 答
3 鳥取地家簡裁庁舎新営機械設備工事（再度） ※ 一般競争入札を実施したものの、入札が不調となったため、会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2に基づき、随意契約を実施したものである。 見積依頼をした2者から契約相手を選定した基準は何か。 ・この2者は、もともと工事があることは認識していたが、入札には参加していなかったのか。 ・以上、3件の審議案件について、入札契約手続が適正に行われていると思料する。	・2者のうち、見積合わせに参加したのは1者のみであった。 ・2者とも1回目、2回目の公告を認識していた。 ・1回目、2回目のいずれの公告でも、この2者には声掛けをしていた。タイミングの問題もあったと思うが、3回目の本件は総合評価落札方式ではなく、見積合わせであるため、技術的な検討が不要であり、これが興味を得ることにつながったのではないかと考えている。